

区分	同月 ・ 通常
----	---------

令和 年 月 日

海 津 市 長 あて

事業所番号									
事業所名称									
事業所の所在地 及び連絡先									

介護給付費明細書過誤返戻依頼書

下記の明細書は、申立理由のとおり記載誤りがありましたので、過誤返戻処理をお願いします。

サービス提供年月	令和 年 月分	※サービスを提供した月を記入
請 求 月	令和 年 月	※国保連合会に請求した月を記入
ふ り が な		
被 保 険 者 氏 名		
被 保 険 者 番 号		
申 立 事 由 コー ド		※一覧表より該当コードを記入
申 立 理 由		

※この依頼書は、被保険者毎に作成してください。

- 通常過誤：** 国保連合会で審査確定した介護給付費の実績の取下げだけを行うものです。なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後（通常過誤の翌月以降）に、国保連合会に再請求を行います。
- 通常過誤を行った場合の事業所への支払い額は、通常過誤を行った月の介護給付費審査決定額から過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を差し引いた額になります。
- 同月過誤：** 国保連合会で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求（正しい金額）を同一月内に行うものです。
- 同月過誤を行った場合の事業所への支払決定額は、その月の請求金額（再請求分を含む）から過誤金額（過誤分の保険請求額と公費請求額）を引いた額となります。

【介護給付費過誤申立事由コード一覧表】

(1) 「申立事由コード」に設定する値は4桁の数字で構成されています。



(2) コードを設定する際には、「様式番号」と「申立理由番号」を組み合わせで設定します。
「様式番号」と「申立理由番号」のコードは次の通りとなります。

・様式番号（上2桁）

様式番号		サービス種類	
10	様式第二	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハ、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハ、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護	11, 12, 13, 14, 31, 15, 16, 17, 76, 71, 72, 73, 77, 78
10	様式第二の二	介護予防・日常生活支援総合事業費（訪問型サービス・通所型サービス・その他の生活支援サービス）	A1, A2, A3, A4, A5, A6, A7, A8, A9, AA, AB, AC, AD, AE, AF
11	様式第二の二	（介護予防訪問介護）、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハ、介護予防居宅療養管理指導、（介護予防通所介護）、介護予防通所リハ、介護予防福祉用具貸与、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	(61), 62, 63, 64, 34, (65), 66, 67, 74, 75
20	様式第七の三	介護予防・日常生活支援総合事業費（介護予防ケアマネジメント費）	AF
21	様式第三	短期入所生活介護	21
22	様式第四	介護老人保健施設における短期入所療養介護	22
23	様式第五	病院又は診療所における短期入所療養介護	23
24	様式第三の二	介護予防短期入所生活介護	24
25	様式第四の二	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護	25
26	様式第五の二	病院又は診療所における介護予防短期入所療養介護	26
2A	様式第四の三	介護医療院における短期入所療養介護	
2B	様式第四の四	介護医療院における介護予防短期入所療養介護	
30	様式第六	認知症対応型共同生活介護	32
31	様式第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護	37
32	様式第六の三	特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護	33, 36
33	様式第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護	35
34	様式第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	38
35	様式第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	39
36	様式第六の七	特定施設入居者生活介護（短期利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型）	27, 28
40	様式第七	居宅介護支援	43
41	様式第七の二	介護予防支援	46
50	様式第八	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設	51, 54
60	様式第九	介護老人保健施設	52
61	様式第九の二		
70	様式第十	介護療養型医療施設	53

・ 申立理由番号（下 2 桁）

申立理由番号	申 立 理 由
0 1	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整(※)
0 2	請求誤りによる実績取り下げ
0 9	時効による保険者申立の取り下げ
1 1	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整(※)
1 2	請求誤りによる実績取り下げ（同月）
3 2	給付管理票取消による実績の取り下げ
4 2	適正化（その他）による保険者申立の過誤取り下げ
4 3	適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取り下げ
4 4	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取り下げ
4 5	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取り下げ
4 6	適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取り下げ
4 7	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取り下げ
4 9	適正化（その他）による保険者申立の過誤取り下げ（同月）
4 A	適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取り下げ（同月）
4 B	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取り下げ（同月）
4 C	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取り下げ（同月）
4 D	適正化（擾乱点検）による保険者申立の過誤取り下げ（同月）
4 E	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取り下げ（同月）
5 2	適正化による公費負担者申立の過誤取り下げ
5 9	適正化による公費負担者申立の過誤取り下げ（同月）
6 2	不正請求による実績取り下げ
6 9	不正請求による実績取り下げ（同月）
9 0	その他の事由による台帳過誤(※)
9 9	その他の事由による実績の取り下げ

※台帳過誤を行う場合は、台帳修正が必要となります。国保連合会にて台帳過誤として処理が可能かどうか確認されるため、事前連絡をお願いします。